

《会計・税務の知識》 平均課税制度について

はじめに

変動所得や臨時所得が生じた場合には、その年分の所得が大きく変動します。所得税は超過累進税率のため、一時的に所得が多くなった場合は、毎年平均して所得がある場合と比較して税負担が加重になることがあります。これを緩和するため、一定要件を満した場合には平均課税制度が適用されます。

1. 変動所得・臨時所得とは

変動所得とは、年々の変動が著しい所得のうち漁獲、特定の養殖、のりの採取、原稿、作曲の報酬、著作権の使用料に係る所得をいいます。

臨時所得とは、臨時に発生する所得のうち3年以上の期間一定の者に専属して役務の提供を約することにより一時に受ける契約金で、その契約による報酬年額の2倍相当額以上であるものに係る所得等、その他これに類する所得をいいます。

2. 適用の要件

その年分の変動所得の金額及び臨時所得の金額の合計額（その年分の変動所得の金額が前年分及び前々年分の変動所得の金額の合計額の2分の1以下である場合にはその年分の臨時所得の金額）がその年分の総所得金額の20%以上であるときは平均課税制度を適用することができます。

3. 具体的な計算

設例により具体的な計算方法を確認します。

(単位：円)		平成28年	前年	前々年
不動産所得	臨時所得	1,000,000		
〃	その他	6,000,000		
雑所得(原稿料)	変動所得	700,000	300,000	400,000
総所得金額		7,700,000		
所得控除額		380,000		
課税総所得金額		7,320,000		

(1) 平均課税制度の適用判定

① 変動所得が前年と前々年の変動所得の平均額を超えている。

$$700,000 > (300,000 + 400,000) \times 1/2 = 350,000$$

② 変動所得と臨時所得の合計額が総所得金額の20%以上である。

$$700,000 + 1,000,000 = 1,700,000 \geq 7,700,000 \times 20\% = 1,540,000$$

以上より平均課税制度を適用できる。

(2) 平均課税対象金額の計算

$$\begin{aligned} & \text{その年の変動所得の金額} - (\text{前年} + \text{前々年の変動所得の金額}) \times 1/2 \\ & + \\ & \text{その年分の臨時所得の金額} \end{aligned}$$

$$700,000 - (300,000 + 400,000) \times 1/2 + 1,000,000 = 1,350,000$$

(3) 調整所得金額の計算

$$\begin{aligned} & \text{課税総所得金額が(2)平均課税対象金額より大きい場合} \\ & \text{課税総所得金額} - \text{平均課税対象金額} \times 4/5 = \text{調整所得金額} \\ & 7,320,000 - 1,350,000 \times 4/5 = 6,240,000 \text{ (千円未満切捨)} \end{aligned}$$

(4) 調整所得に対する所得税額

$$6,240,000 \times 20\% = 1,248,000$$

(5) 平均税率

$$1,248,000 \div 6,240,000 = 0.2 \text{ (小数点3位以下切捨)}$$

(6) 特別所得金額に対する税額

$$\begin{aligned} & (\text{課税総所得金額} - (3) \text{調整所得金額}) \times \text{平均税率} \\ & (7,320,000 - 6,240,000) \times 0.2 = 216,000 \end{aligned}$$

(7) 平均課税の税額

$$\begin{aligned} & \text{調整所得に対する税額} + \text{特別所得金額に対する税額} \\ & (4) + (6) = 1,464,000 \end{aligned}$$

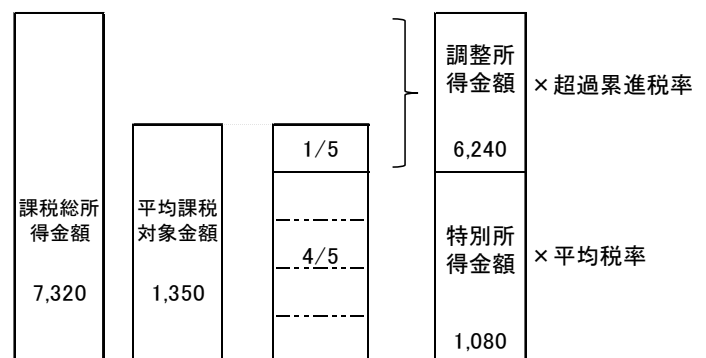
(8) 復興特別税

$$1,464,000 \times 2.1\% = 30,744 \text{ (円未満切捨)}$$

(9) 申告納税額

$$1,464,000 + 30,744 = 1,494,744 \text{ (百円未満切捨)}$$

【計算のイメージ図】



おわりに

今回の設例を平均課税制度を適用しないで計算した税額は1,069,500円となります。平均課税を適用したほうが88,500円有利になります。

(担当：佐藤敬)